

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和二年十月一日

イ 第六条中消費税法第三十条の改正規定、同法第三十五条の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一の改正規定（「第十二条の三」の下に「、第三十条、第三十五条の二」を加える部分に限る。）並びに附則第四十四条の規定

ロ 第九条中たばこ税法第十条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第四十九条の規定

ハ 第十五条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（「一万二千五百円」を「一万三千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第一百条及び第四百十条の規定

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ 第一条中所得税法第八十五条第二項の改正規定、同法第八十七条の改正規定、同法第九十四条第一項第二号の改正規定、同法第九十五条第一項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の六第一項の改正規定（同項第六号に係る部分を除く。）、同法第二百二十一条に六項を加える改正規定並びに同法別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(二)の改正規定並びに附則第八条第一項及び第七項、第九条第一項及び第二項並びに第十条の規定

ロ 第十四条の規定（同条中国税徴収法第三十六条第三号の改正規定を除く。）及び附則第五十三条の規定

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「千万円」を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一条、第四百四十四条並びに第四百四十九条の規定

二 第十七条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項の改正規定及び附則第三百三十一条第一項の規定

ホ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定及び同条第五項の改正規定

ヘ 第二十二條中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の三に後段を加える改正規定

三 次に掲げる規定 令和三年四月一日

イ 第八条中酒税法第七条の改正規定

ロ 第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法（）」を、「利用する方法」の下に「をいう。以下この条において同じ。」を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の住所等確認書類（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等（第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」

に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。）、同法第三十七條の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二條の二の二の改正規定及び同法第四十二條の三第四項の改正規定並びに附則第六十八條第一項から第三項まで、第六十八條及び第六十九條の規定

次に掲げる規定 令和四年一月一日

イ 第一条中所得税法第六十七條（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百十條第四項第二號の改正規定、同法第六項の改正規定、同法第六十六條の改正規定及び同法第二百三十二條の改正規定並びに附則第五條、第七條第二項及び第三項並びに第十一條の規定

ロ 第六條中消費税法第十八條（見出しを含む。）の改正規定及び附則第四十三條の規定

ハ 第十五條中租税特別措置法第二十五條の二第三項の改正規定及び同法第四十一條の二十一第一項第二十四號の改正規定

ニ 第十八條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十條の五第四項の改正規定、同法第六項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定及び同法第十條の七第一項の改正規定並びに附則第三百三十二條第二項から第四項までの規定

次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ 第二条の規定及び附則第十三條の規定

ロ 第三条の規定（同条中法人税法第五十二條第一項の改正規定（同項第一號に係る部分を除く。）及び同法第五十四條第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十四條から第十八條まで、第二十條から第三十七條まで、第三百三十九條（地価税法（平成三年法律第六十九號）第三十二條第五項の改正規定に限る。）、第四百十三條、第五百十條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百六十條の二第十六項の改正規定に限る。）、第五百十一條から第五十六條まで、第五十九條から第六十二條まで、第六十三條（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一號）第五十八條第一項の改正規定に限る。）、第六十四條、第六十五條及び第六百六十七條の規定

ハ 第四条の規定（同条中地方税法第二十六條第二項の改正規定を除く。）及び附則第三十八條から第四十條までの規定

- ニ 第五条中相統税法第六十四条第五項の改正規定
- ホ 第七条の規定及び附則第四十七条の規定
- ヘ 第十三条の規定（同条中国税通則法第四十六条第六項の改正規定、同法第七十条の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「（定義）」を削る部分に限る。））、同法第七十二条第一項の改正規定及び同法第七十四条の十一第一項の改正規定を除く。）
- ト 第十四条中国税徴収法第三十六条第三号の改正規定
- チ 第十五条中租税特別措置法第三十七条の十四第三十三項の改正規定（「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。）並びに附則第六十八条第七項及び第八項並びに第八十七条第二項の規定
- リ 第十六条の規定並びに附則第一百二十二条から第三百三十条まで、第四百十一条、第四百四十七条、第五百十条（地方自治法第二百六十条の第二十六項の改正規定を除く。）、第五百五十八条及び第六百六十六条の規定
- ヌ 第十七条の規定（同条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定及び同法第四十七条の改正規定を除く。）
- ル 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条の第二第三項の改正規定、同法第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに同法第七条の改正規定
- ヲ 第二十一条の規定
- ワ 第二十三条の規定及び附則第三百三十六条の規定
- カ 第二十四条の規定
- ヨ 第二十五条の規定
- タ 第二十六条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十一条第一項の表の改正規定
- レ 第二十七条の規定
- ソ 第二十八条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十三条第二項の改正規定
- ツ 第二十九条中所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十八条の改正規定及び同法附則第六十九条の改正規定（同条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第三百三十七条

の規定

- ネ 第三十条中所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十八条の改正規定（同条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分及び同条第二項第二号に係る部分を除く。）、同法附則第四十四条の改正規定（同条第一項に係る部分（「第六項」を「第七項」に改める部分を除く。）及び同条第三項に係る部分を除く。）及び同法附則第八十九条第五項の改正規定並びに附則第三百三十八条第一項から第四項までの規定
- ナ 第三十一条中所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第五十二条第五項の改正規定及び同法附則第五十三条の改正規定
- 六 第一条中所得税法第二条第一項第三十四号の二の改正規定、同法第二百一十条第三項の改正規定、同法第九百九十四条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第九百九十五条第一項第四号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第二百三十三条の六第一項第六号の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第三条、第七条第一項、第八条第八項及び第九条第三項の規定 令和五年一月一日
- 七 第三条中法人税法第五十四条第一項の改正規定及び附則第十九条の規定 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日
- 八 第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三十五条の二」の下に「・第三十五条の三」を加える部分に限る。）、同法第三十一条の二第四項の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定（「及び第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項」に改める部分に限る。）、同法第三十五条の二に見出しを付する改正規定、同法第二章第四節第六款の二に一条を加える改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同法第三十七条の五第一項の改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定及び同法第三十七条の九第一項の改正規定並びに附則第五百七十七条の規定 令和二年七月一日又は土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
- 九 第十五条中租税特別措置法第十条の五の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十二の五の次に一条を加える改正規定、同法第六

十八条の十五の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の四十  
第一項の改正規定（「第六十八条の十五の五第一項」の下に「第六十  
八条の十五の六の二第一項」を加える部分に限る。）及び同法第六十八  
条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の十五の五」の下に  
「、第六十八条の十五の六の二」を加える部分に限る。） 特定高度情  
報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和  
二年法律第 号）の施行の日

十 第十五条中租税特別措置法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定  
、同法第四十一条の十五の二の改正規定及び同法第四十二条第四項第三  
号の改正規定並びに附則第七十二条、第七十三条及び第七十七条の規定  
情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決  
済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の  
施行の日

十一 第十五条中租税特別措置法第七十条の四第二項第四号の改正規定、  
同条第五項第二号の改正規定、同法第七十条の四の二第九項に一号を加  
える改正規定、同法第七十条の六第八項第二号の改正規定、同条第三十  
九項第四号の改正規定、同法第七十条の六の二第二項に一号を加える改  
正規定及び同法第八十三条の二の改正規定（「平成三十二年三月三十  
日」を「令和四年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第  
百八条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年  
法律第 号）の施行の日

十二 第十五条中租税特別措置法第八十四条の二の二の改正規定（「第五  
条第二項」を「第六条第二項」に改める部分に限る。） 道路法等の一  
部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正  
後の所得税法（以下附則第十二条までにおいて「新所得税法」という。）  
の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分（平成三  
十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう  
以下同じ。）以前の所得税については、なお従前の例による。

（控除対象扶養親族の定義及び扶養控除に関する経過措置）

**第三条** 新所得税法第二条第一項（第三十四号の二に係る部分に限る。）並びに第四編第二章第一節、第九十条及び別表第二から別表第四まで（所得税法第八十五条第一項第一号に規定する国外居住親族に係る部分に限る。）並びに第二百三条の三（同条第一号ホに規定する国外居住親族に係る部分に限る。）並びに所得税法第八十四条の規定は、令和五年分以後の所得税又は同年一月一日以後に支払を受けるべき同法第八十三条第一項に規定する給与等（以下附則第十三条までにおいて「給与等」という。）若しくは同法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この条及び附則第九条において「公的年金等」という。）について適用し、令和四年分以前の所得税又は同日前に支払を受けるべき給与等若しくは公的年金等については、なお従前の例による。

（贈与等により取得した資産の取得費等に関する経過措置）

**第四条** 新所得税法第六十条第二項及び第三項の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第二項に規定する資産を譲渡する場合又は施行日以後に同条第三項に規定する権利が消滅する場合について適用する。

（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）

**第五条** 新所得税法第六十七条第二項及び第三項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用する。

（寡婦（寡夫）控除に関する経過措置）

**第六条** 施行日前に死亡した者、施行日前に令和二年分の所得税につき所得税法第二百七条の規定による確定申告書を提出した者及び施行日前に同年の分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者（これらの者のうち第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第九条までにおいて「旧所得税法」という。）第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定する寡夫（附則第八条において「寡夫」という。）であるものとして旧所得税法第八十一条（第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十七第一項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用がある者であつて、新所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦（附則第八条及び第

九条において「新所得税法の寡婦」という。）又は同項第三十一号に規定するひとり親（附則第八条及び第九条において「ひとり親」という。）に該当しないこととなるものに限る。）についての旧所得税法第八十一条の規定の適用については、なお従前の例による。

（確定申告書の添付書類に関する経過措置）

第七条 新所得税法第二百二十条第三項（所得税法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項（これらの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。）並びに新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、令和五年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、令和四年分以前の所得税に係る確定申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百二十条第四項（所得税法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

3 新所得税法第二百二十条第六項（所得税法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項（これらの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。）並びに新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、令和三年分以前の所得税に係る確定申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第八条 新所得税法第四編第二章第一節及び別表第二から別表第四まで（新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。）の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十条（新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限

る。)の規定は、令和二年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等(第十五条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。))第四十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用される旧所得税法第九十条の給与等を含む。)でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定により新所得税法第九十条の規定を適用する場合において、旧所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦(旧租税特別措置法第四十一条の十七第一項の規定に該当する寡婦(以下第五項までにおいて「旧租税特別措置法の寡婦」という。))を除く。次項及び第五項において「旧所得税法の寡婦」という。))若しくは寡夫又は旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がある旧所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であつて、新所得税法の寡婦又はひとり親に該当しないこととなる者は、新所得税法第九十条に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日(その支払を受ける日が施行日である場合には、施行日。次項において同じ。))までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。次項において「納税地」という。))の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第二項の規定により新所得税法第九十条の規定を適用する場合において、旧所得税法の寡婦若しくは寡夫若しくは旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がない旧所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者又は旧所得税法の寡婦に該当する旨の記載がある同項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であつて、ひとり親に該当することとなる者は、ひとり親に該当するものとして新所得税法第八十一条の規定に準じて計算した同条第二項に規定するひとり親控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、新所得税法第九十条に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、ひとり親に該当する旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場

合において、当該申告書を提出した者は、同条第二号ハに規定する給与所得者の扶養控除等申告書にひとり親に該当する旨の記載があるものとする。

5 第二項の規定により新所得税法第九十条の規定を適用する場合において、旧所得税法の寡婦に該当する旨の記載がある旧所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であつて前二項の規定による申告書の提出をしていない者は新所得税法第九十条第二号ハに規定する給与所得者の扶養控除等申告書に新所得税法の寡婦に該当する旨の記載があるものと、寡夫又は旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がある旧所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者であつて第三項の規定による申告書の提出をしていない者は同号ハに規定する給与所得者の扶養控除等申告書にひとり親に該当する旨の記載があるものとする。

6 第三項又は第四項の規定による申告書は旧所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書とみなして、所得税法（第四編第二章第一節を除く。）その他所得税に関する法令の規定を適用する。

7 新所得税法第九十四条及び第九十五条（新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。）の規定は、令和三年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する新所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した旧所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書（旧租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用される旧所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を含む。）及び旧所得税法第九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

8 新所得税法第九十四条及び第九十五条（控除対象扶養親族に係る部分に限る。）の規定は、令和五年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する新所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した旧所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び旧所得税法第九十五条第五項に規定する

従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第九条 新所得税法第二百三条の三(新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。)の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等(旧租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用される旧所得税法第二百三条の三の公的年金等を含む。)については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三条の六(新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。)の規定は、令和三年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(旧租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用される旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を含む。)については、なお従前の例による。

3 新所得税法第二百三条の六(控除対象扶養親族に係る部分に限る。)の規定は、令和五年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

(源泉徴収に係る所得税の徴収に関する経過措置)

第十条 新所得税法第二百一条の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき給与等、所得税法第九十九条に規定する退職手当等(以下この条及び附則第十三条において「退職手当等」という。)、同法第二百四条第一項に規定する報酬若しくは料金、契約金若しくは賞金(以下この条及び附則第十三条において「報酬等」という。)、又は同法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得(給与等、退職手当等又は報酬等に相当するものに限る。以下この条及び附則第十三条において「国内源泉所得」という。)( )について適用し、同日前に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は

国内源泉所得については、なお従前の例による。

(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置)

第十一条 新所得税法第二百三十二条第二項及び第三項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第十二条 施行日前に令和二年分の所得税につき所得税法第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に更正があつた場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第八十一条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

(源泉徴収に係る所得税の徴収に関する経過措置)

第十三条 第二条の規定による改正後の所得税法第二百二十一条第二項の規定は、令和四年四月一日以後に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得について適用し、同日前に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得については、なお従前の例による。

(連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則)

第十四条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定（附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）、第四条の規定（同号ハに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）、第十三条の規定（同号へに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）、第十四条の規定（同条トに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）、第十六条の規定（同条トに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）、第二十一条の規定による改正後の電子計

算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年新震災特例法」という。）及び第三十条の規定（同号ネに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、法人（人格のない社団等を含む。次項及び附則第二十二条において同じ。）の令和四年四月一日以後に開始する事業年度（第三条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下附則第三十二条までにおいて「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第三十二条までにおいて同じ。）が同日前に開始した事業年度（以下この条において「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び同日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

## 2

別段の定めがあるものを除き、法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三十七条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）に対する法人税並びに法人の同日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、旧法人税法、第四条の規定による改正前の地方法人税法（以下「旧地方法人税法」という。）、第十三条の規定による改正前の国税通則法、第十四条の規定による改正前の国税徴収法、第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「四年旧措置法」という。）、第十七条の規定（附則第一条第五号又に掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定（同号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第二十一条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前

の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年旧震災特例法」という。）及び第三十条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。

（連結納税の承認の申請に関する経過措置）

第十五条 令和四年四月一日前にされた旧法人税法第四条の三第一項の申請であつて、この法律（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）の施行の際、旧法人税法第四条の二の承認又は旧法人税法第四条の三第二項の却下の処分がされていないものは、次項の規定の適用がある場合を除き、新法人税法第六十四条の九第二項の申請とみなす。

2 旧法人税法第四条の三第六項の内国法人の同項に規定する連結申請特例年度が令和四年四月一日前に開始した事業年度である場合における当該内国法人及び同条第八項の他の内国法人（同条第九項第二号に掲げる法人に限る。）、同条第十項の他の内国法人の同項に規定する完全支配関係を有することとなつた日が同月一日前に開始した連結親法人事業年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人並びに同条第十一項の他の内国法人（同項第二号に掲げる法人に限る。）の同号に定める日が同月一日前に開始した同条第六項に規定する連結申請特例年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人に対する旧法人税法第四条の二の承認については、なお従前の例による。この場合において、これらの他の内国法人のその承認の効力が生ずる日の前日の属する事業年度（同月一日以後に開始するものに限る。）は、前条第一項に規定する旧事業年度とみなして、旧法人税法第六十一条の十二の規定その他政令で定める規定を適用する。

（連結納税の承認の取消し等に関する経過措置）

第十六条 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結法人につき旧法人税法第四条の五第一項各号に掲げる事実がある場合における当該連結法人に対する旧法人税法第四条の二の承認の取消しについては、なお従前の例による。

2 次に掲げる事実が生じた場合における旧法人税法第四条の二の承認の取消しについては、なお従前の例による。

一 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人（旧法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人

をいう。以下附則第三十七条までにおいて同じ。）と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係（旧法人税法第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。第七号において同じ。）が生じたこと。

二 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人に連結子法人がなくなったことにより、連結法人が当該連結親法人のみとなったこと。

三 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人の解散

四 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結子法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定

五 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係（旧法人税法第十二条の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）を有しなくなったこと（第一号、前二号、次号又は第七号に掲げる事実に基づき除外するものを除く。）。

六 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人が公益法人等に該当することとなったこと。

七 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと。

3 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結法人に対する旧法人税法第四条の五第三項の承認については、なお従前の例による。

（みなし事業年度に関する経過措置）

第十七条 新法人税法第十四条第一項（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、これらの号に定める日が令和四年四月一日以後に開始する事業年度の期間（連結子法人にあつては、同日前に開始した連結親法人事業年度の期間を除く。）内の日である場合における同項

の法人の事業年度について適用する。

- 次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日が令和四年四月一日前に開始した事業年度の期間(連結子法人にあつては、同日前に開始した連結親法人事業年度の期間を含む。)内の日である場合における旧法人税法第十四条第一項の法人の事業年度については、なお従前の例による。
- 一 旧法人税法第十四条第一項第一号の解散 その解散の日
  - 二 旧法人税法第十四条第一項第二号の合併 その合併の日の前日
  - 三 旧法人税法第十四条第一項第三号の最初連結親法人事業年度の開始  
その開始の日の前日
  - 四 旧法人税法第十四条第一項第四号の連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でないこと 当該開始の日の前日
  - 五 旧法人税法第十四条第一項第五号の申請書の提出 同号の連結申請特例年度開始の日の前日
  - 六 旧法人税法第十四条第一項第六号の完全支配関係を有することとなつたこと 同号の連結親法人事業年度開始の日の前日
  - 七 旧法人税法第十四条第一項第七号の完全支配関係を有することとなつたこと 同号の連結申請特例年度開始の日の前日
  - 八 旧法人税法第十四条第一項第八号の連結完全支配関係を有しなくなつたこと 同号の離脱日の前日
  - 九 旧法人税法第十四条第一項第九号の破産手続開始の決定 その破産手続開始の決定の日
  - 十 旧法人税法第十四条第一項第十号の合併又は残余財産の確定 その合併の日の前日又は残余財産の確定の日
  - 十一 旧法人税法第十四条第一項第十一号の完全支配関係を有することとなつたこと 同号の支配日の前日
  - 十二 旧法人税法第十四条第一項第十二号の解散 その解散の日
  - 十三 旧法人税法第十四条第一項第十三号の合併 その合併の日の前日
  - 十四 旧法人税法第十四条第一項第十四号の連結子法人がなくなつたこと  
同号の離脱日の前日
  - 十五 旧法人税法第十四条第一項第十五号の公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日の前日
  - 十六 旧法人税法第十四条第一項第十六号の普通法人又は協同組合等に該

当することとなったこと。その該当することとなった日の前日

十七 旧法人税法第十四条第一項第十七号の承認を取り消されたこと。同  
号の取消日の前日

十八 旧法人税法第十四条第一項第十八号の承認を受けたこと。その承認  
を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日

十九 旧法人税法第十四条第一項第二十一号の残余財産の確定。その残余  
財産の確定の日

二十 旧法人税法第十四条第一項第二十二号の継続。その継続の日の前日

3 新法人税法第十四条第二項の規定は、令和四年四月一日以後に新法人税  
法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失う新法人税法第十四  
条第二項の内国法人の事業年度について適用する。

4 新法人税法第十四条第三項の規定は、通算親法人の令和四年四月一日以  
後に開始する事業年度開始の時又は終了の時に当該通算親法人との間に通  
算完全支配関係がある通算子法人の事業年度について適用する。

5 新法人税法第十四条第四項から第六項まで及び第八項の規定は、同条第  
四項各号又は第五項各号に定める日が通算親法人又は同項第一号に規定す  
る親法人の令和四年四月一日以後に開始する事業年度の期間内の日である  
場合における同条第四項の内国法人又は同条第五項各号に掲げる内国法人  
の事業年度について適用する。

6 新法人税法第十四条第七項の規定は、令和四年四月一日以後に開始する  
同項に規定する期間について適用する。

(還付金等の益金不算入に関する経過措置)

第十八条 新法人税法第二十六条第三項の規定の適用については、同項に規  
定する適用事業年度には、旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項  
までの規定の適用を受けた連結事業年度を含むものとする。

(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例に関する経過措  
置)

第十九条 第三条の規定による改正後の法人税法第五十四条第一項の規定は  
、法人が附則第一条第七号に定める日以後にその交付に係る決議(当該決  
議が行われない場合には、その交付)をする同項に規定する特定譲渡制限  
付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付

株式について適用し、法人が同日前にその交付に係る決議（当該決議が行われぬ場合には、その交付）をした第三条の規定による改正前の法人税法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式については、なお従前の例による。

（欠損金の繰越しに関する経過措置）

第二十条 内国法人が、旧法人税法第四条の五第二項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合（附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。以下この項において「承認の取消しの場合」という。）、旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合（附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合を含む。以下この項において「取りやめの承認の場合」という。）又は附則第二十九条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合（以下この項において「連結納税終了の場合」という。）において、当該承認の取消しの場合、当該取りやめの承認の場合又は当該連結納税終了の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（旧法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、新法人税法第五十七条第一項の規定の適用については、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日（附則第二十九条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該連結事業年度終了の日）の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなす。

2 | 新法人税法第五十七条第二項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。）である場合には、当該被合併法人又は他の内国法人の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額を同項に規定する前十年内事業年度

において生じた欠損金額と、連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。附則第三十三条及び第三十五条第二項において同じ。）を青色申告書である確定申告書と、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の内国法人の事業年度とみなして、新法人税法第五十七条第二項及び第三項の規定を適用する。

3 前項に規定する場合において、同項の適格合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した他の内国法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で新法人税法第五十七条第二項に規定する前十年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額については、同項の規定は、適用しない。

4 新法人税法第五十七条第一項の内国法人が旧法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度終了の日後に旧法人税法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合（附則第十六条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。）、旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合（附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合を含む。）、又は附則第二十九条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度における新法人税法第五十七条第一項の規定の適用については、当該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において旧法人税法第五十七条第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

5 第一項又は前項の規定の適用がある場合における新法人税法第五十七条の規定の適用については、同条第二項中「この項の」とあるのは「この項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の」と、「第九項又は」とあるのは「第九項若しくは」と、「」の規定」とあるのは「」又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定」と、同条第四項中「（第二項）」とあるのは「（第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項）」と、「又は第五十八条第一項」とあるのは「若しくは第五十八条第一項又は令和二年改正法附則第二十条

第四項」と、同条第六項及び第七項第一号中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、同条第八項第一号中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、「又は次項」とあるのは「若しくは次項又は同条第四項」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」とする。

6 第一項の規定により内国法人の欠損金額とみなされたもの又は第二項の規定によりみなして適用する新法人税法第五十七条第二項の規定により内国法人の欠損金額とみなされたものに係る同条第一項の規定は、これらの内国法人が第一項の最終の連結事業年度又は第二項の規定によりみなして適用する同条第二項に規定する合併等事業年度終了の日の翌日の属する事業年度の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて欠損金額とみなされた金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を旧法人税法第五十七条第十項に規定する財務省令で定めるところにより保存している場合に限り、適用する。

7 内国法人が、附則第二十九条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合において、最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前九年以内に開始した各連結事業年度（平成三十年四月一日前に開始した連結事業年度に限る。）において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額があるときは、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下附則第二十二條までにおいて「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項の規定の適用については、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度終了の日（附則第二十九条第二項の規定の適用を受けた場合には、当該連結事業年度開始の日）の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなす。

8 内国法人が附則第二十九条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度における平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項の規定の適用については、当該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において同条第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。